

郡山市未熟児養育医療給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第114号以下「法」という。）第20条の規定に基づく未熟児養育医療（以下「養育医療」という。）の給付決定その他給付に係る手続きに関し、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号。以下「省令」という。）及び郡山市母子保健法施行細則（平成9年郡山市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付の対象)

第2条 養育医療の給付の対象は、市内に住所を有する法第6条6項に規定する未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めた次の各号の症状等を有している場合をいう。

- (1) 出生時の体重が、2,000g以下のもの
- (2) 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの
 - ア 一般状態
 - (ア) 運動が異常に少ないもの
 - (イ) 運動不安、又は痙攣があるもの
 - イ 体温が摂氏34度以下のもの
 - ウ 呼吸器系、循環器系
 - (ア) 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
 - (イ) 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向がある、又は毎分30以下のもの
 - (ウ) 出血傾向が強いもの
 - エ 消化器系
 - (ア) 生後24時間以上排便がないもの
 - (イ) 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの
 - (ウ) 血性吐物、血性便があるもの
 - オ 黄疸
 - 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸があるもの

(実施機関及び給付の範囲)

第3条 養育医療の給付は、指定養育医療機関（法第20条第4項の指定養育医療機関をいう。以下「医療機関」という。）に委託して行う。

2 養育医療の給付の範囲は次の各号に掲げるものとし、看護及び移送を除いては、健康保険法における給付と同様の現物給付とする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療
- (4) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話、その他の看護
- (5) 移送

(給付の申請)

第4条 養育医療の給付を受けようとするときは、当該未熟児の保護者（以下「申請者」という。）が規則第4条に規定する養育医療給付申請書、養育医療意見書及び世帯調書並びに市町村民税額の確認できる書類等関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(給付の決定)

第5条 市長は、申請を受理したときは、速やかに内容を審査し給付の可否を決定するものとする。

2 給付を決定したときは省令第9条第2項の養育医療券（以下「医療券」という。）を交付するとともに、当該医療機関に通知するものとする。

3 給付を却下したときは、養育医療給付（継続）不承認通知書（第1号様式）により、申請者に通知するものとする。

（有効期間と継続申請）

第6条 医療券の有効期間は、意見書に記載された診療予定期間の開始日から当該診療予定期間に記載された終了の予定を期限とし、1歳の誕生日を超えないものとする。

2 当該医療の有効期間を超えて医療の継続を必要とする場合には、規則第5条第1項に規定する養育医療継続承認協議書に養育医療意見書を添えて、申請しなければならない。

3 市長は、前項の養育医療継続を承認したときは、養育医療継続承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するとともに、有効期間を延長した医療券を交付するものとする。また、当該医療機関にもその旨を通知するものとする。

（医療券の取扱い）

第7条 医療券の取扱いについて、次の各号のとおりとする。

(1) 医療券は、発行の日付順に一連番号を記入し、かつ所定の事項を明確に記載すること。

(2) 当該未熟児の治癒、死亡又は養育医療を受けることを中止した場合は、医療券を速やかに市長に返戻すること。

(3) 医療券を紛失、又はき損したときは、規則第7条に規定する養育医療券再交付申請書を提出し、再交付を申請すること。

(4) 医療券に記載された事項のうち、次のいずれかに変更があったときは養育医療券記載事項変更申請書（第3号様式）に当該変更事項を証する書類及び医療券を添えて、市長に届け出なければならない。

ア 受療者の氏名

イ 申請者の氏名又は住所

ウ 保険者並びに被保険者証の記号及び番号

（医療機関の変更）

第8条 やむを得ない理由により入院養育を受けている医療機関を転院しようとするときは、指定養育医療機関変更申請書（第4号様式）に、転院を必要とする理由を記載した養育医療意見書を添えて申請しなければならない。

（看護料及び移送費）

第9条 看護料または移送費の支給を受けようとする養育医療の申請者は、規則第8条1項に規定する養育医療看護料・移送費支給承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 移送は、入院又は医師が特に必要と認めた場合に承認するものとし、その額は、本人の居住地から医療を受ける指定養育医療機関までの、最も経済的な通常の経路及び方法において、必要とする交通費の実費を支給すること。なお、移送に際し、介護の必要があると認められる場合は、付添人の移送費についても支給して差し支えない。

3 看護料の支出は、原則として各月ごとの費用見積額をその前月末までに概算払いするものとする。

4 看護料の支給を受けた者は、規則第8条第3項に規定する養育医療看護料清算書に医療機関の担当医師の証明を添えて、翌月10日まで、市長に提出しなければならない。

5 市長は、看護料又は移送費の支給を承認したときは、養育医療看護料支給決定通知書（第5号様式）又は養育医療移送費支給決定通知書（第6号様式）を申請者へ交付する。

6 市長は、看護料又は移送費の支給の申請を却下する場合は、養育医療看護料移送費不承認通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

（診療報酬の診査及び支払い）

第10条 養育医療に関する診療報酬は、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員

共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）をいう。）により負担される額を差し引いた額について、市長が当該医療機関に支払うものとする。

2 診療報酬の診査及び支払いに関する事務は、社会保険診療報酬支払基金福島支部及び福島県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

（費用の徴収）

第11条 市長は、法第21条の4第1項の規定により徴収基準額を決定するものとする。

2 徴収基準額は、未熟児の属する世帯の当該年度分の市町村民税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、規則別表に定めた額とする。

ただし、当該未熟児の措置に要した費用につき、その総額から医療保険各法負担額を差し引いた額を超えてはならない。

3 徴収月額は、郡山市子ども医療費の助成に関する条例第4条に規定する助成金の支給により振り替えることができる。

（台帳整理）

第12条 市長は、養育医療の給付状況を明確にするため、養育医療給付台帳（第8号様式）を記載し整備するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式

郡家第 号
年 月 日

様

郡山市長

養育医療給付（継続）不承認通知書

年 月 日付けで申請（協議）がありましたこのことについて、下記の理由により不承認とします。

記

理由

養育医療継続承認通知書

交付番号	第 号						交付年月日	年 月 日
受給者番号							承認年月日 年 月 日	
受療者氏名							生年月日	年 月 日
扶養義務者氏名						住所	郡山市	
指定医療機関名						所在地		
承認内容	期間	年 月 日から			日間			
		年 月 日まで						
	医療費	(概算総額)		保険負担金額	円			
		円		公費負担額	円			
上記のとおり養育医療の継続を承認とします。								
年 月 日								
郡山市長 印								
申請者 様								

養育医療券記載事項変更申請書

	ふりがな				
	受療者の氏名		男・女	生年 月日	
	ふりがな				
	扶養義務者の氏名		受療者との続柄	職業	
変更のある事項を記入	受療者氏名		新	変更年月日	
			旧	年 月 日	
	扶養義務者	氏名	新	変更年月日	
		住所	旧	年 月 日	
保険加入区分		新	資格取得年月日		
		旧	資格喪失年月日	年 月 日	

上記のとおり変更したので、郡山市未熟児養育医療給付要綱第7条第4号の規定により、関係書類及び医療券を添えて届け出します。

年 月 日

申請者 氏 名

住 所

電話番号 ()

指定養育医療機関変更申請書

受療者氏名		生年月日	年 月 日
扶養義務者 氏 名		住所	郡山市
養育医療券 交付番号	第 号	有効期限	年 月 日から 年 月 日まで
承認を受けている 医療機関	名 称		
	所 在 地		
変更しようとする 医療機関	名 称		
	所 在 地		
変更予定年月日	年 月 日		
変更しようとする 理 由			
上記のとおり変更したいので、医療券を添えて届けます。			
年 月 日			
申請者			
郡 山 市 長			

養育医療看護料支給決定通知書

受療者氏名		交付番号	第	号
扶養義務者氏名		住所	郡山市	
看護期間	年 月 日から 年 月 日まで			
看護料	日額	円	総額	円
備考				
上記のとおり、看護料を支給します。				
年 月 日				
郡山市長 印				
申請者 様				

養育医療移送費支給決定通知書

受療者氏名		交付番号	第	号	
扶養義務者氏名		住所	郡山市		
移送区間	から				まで
移送方法					
移送年月日	年	月	日		
移送の費用	移送費	1	本人のみ		
	受給者	2	本人及び付添人		
備考					
上記のとおり、移送費を支給します。					
年 月 日					
郡山市長					
印					
申請者					
様					

第7号様式（第9条関係）

郡 第 号
年 月 日

様

郡山市長

養育医療看護料移送費不承認通知書

年 月 日付けで支給申請のあったこのことについて、下記の理由により
不承認とします。

記

理由

養育医療給付台帳

受給番号								乳幼児医療費 受給者番号					
交付番号							交付年月日	年 月 日					
被保険者証等の 記号及び番号							保険者等の 名称						
受療者	氏名												
	生年月日	年 月 日						男・女					
申請者	氏名						受療者 との続柄						
	生年月日						職業						
	住所	〒963- 郡山市					電話()						
指定養育 医療機関	名称												
	所在地	〒 -					電話()						
診療予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで												
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで												
徴収基準月額	階層						円/月	備考					
請求 年月日	診療 年月日	診療 日数	医療費及び 食事医療費	社会保険等 負担額		郡山 市額	費 徴	用 収		額			
月	月	日	円	円		円				円			
月	月	日	円	円		円				円			
月	月	日	円	円		円				円			
月	月	日	円	円		円				円			
月	月	日	円	円		円				円			
月	月	日	円	円		円				円			
月	月	日	円	円		円				円			
計	月	日	円	円		円				円			